

道路占用の申請手順が変わりました

◆ 令和4年度まで

道路の管理者 作業		国や県	市		町
			旧秩父	吉田・大滝・荒川	横瀬・小鹿野 ・皆野・長瀬
占用届	占用申請者名	水道局	個人	個人	水道局
	占用届の作成	水道局	指定工事店	指定工事店	水道局
	添付書類の作成	指定工事店	指定工事店	指定工事店	指定工事店
窓口	事前調査	県土整備事務所	市	管轄支所	町
	占用書類の提出	水道局	水道局	水道局	水道局
	許可書の受取	水道局	水道局	水道局	水道局
	しゅん功届の提出	水道局	水道局	水道局	水道局

◆ 令和5年度から

横瀬と小鹿野は、これまで通りですが、次年度以降の変更を調整中です。

道路の管理者 作業		国や県	市		町	
			旧秩父	吉田・大滝・荒川	皆野・長瀬	横瀬・小鹿野
占用届	占用申請者名	水道局	個人	個人	個人	水道局
	占用届の作成	水道局	指定工事店	指定工事店	指定工事店	水道局
	添付書類の作成	指定工事店	指定工事店	指定工事店	指定工事店	指定工事店
窓口	事前調査	県土整備事務所	市	管轄支所	町	町
	占用書類の提出	水道局	市	管轄支所 (市で預かりも可)	町	水道局
	許可書の受取	水道局	市	管轄支所 (市で預かりも可)	町	水道局
	しゅん功届の提出	水道局	市	管轄支所 (市で預かりも可)	町	水道局

これまで通り

水道局の関与は無くなりました。

これまで通り